

平成19年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成19年10月5日

大分県人事委員会

〈 本年の給与勧告のポイント 〉

- 1 月例給の引上げ (0.17%)
 - ・ 初任給を中心に若年層に限定した給料月額引上げ (中高年齢層は据置き)
 - ・ 子等に係る扶養手当の引上げ (6,000円 → 6,500円)
 - ・ 19年度の地域手当支給割合のさかのぼり改定
- 2 期末・勤勉手当の引上げ (0.05月分)

1 職員給与と民間給与との比較

県内の民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である384事業所から無作為に抽出された128事業所について実地調査を行った。

(1) 月例給 (公民給与の較差)

行政職 1,163円 0.29%

(2) 特別給

民間の年間支給割合 4.48月分 (職員の年間支給月数 4.45月)

2 給与の改定

(1) 本年の給与の改定

① 給料表

国家公務員の俸給表の改定に関する人事院勧告に準じて改定

[初任給を中心に若年層に限定した改定 (中高年齢層は据置き)]

② 扶養手当

子等に係る手当の月額を500円引上げ (6,000円 → 6,500円)

③ 地域手当

19年度の支給割合を0.5%引上げ (東京都特別区 14% → 14.5%)

④ 期末・勤勉手当

年間支給月数の引上げ 4.45月分 → 4.5月分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
本年度	期末手当	1.4月 (支給済み)	1.6月 (改定なし)
	勤勉手当	0.725月 (支給済み)	0.775月 (現行0.725月)
20年度	期末手当	1.4月	1.6月
	勤勉手当	0.75月	0.75月

⑤ 実施時期

平成19年4月1日

(ただし、(1)の④については平成19年12月1日)

(2) 平成20年度において実施すべき事項

- ・地域手当の支給割合について、人事院の報告に準じて改定

3 公務運営の改善に関する課題

- ・能力・実績に基づく人事管理制度への対応
- ・多様な人材の確保・育成
- ・勤務環境の整備
- ・公務員倫理の保持
- ・行財政改革の推進と政策県庁への取組

【参考】報告及び勧告による職員給与の改定例（行政職）

- ・平均給与月額

平均年齢	現行の平均給与月額	改定後の平均給与月額	平均改定額	平均改定額の内訳
43.5歳	391,353円	392,003円	650円 (0.17%)	給料 253円 (0.06%) 扶養手当 387円 (0.10%) 地域手当 9円 (0.00%) はね返し分 1円 (0.00%)

- 注) 1 平均給与月額は、給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、特勤手当等の合計額である。
2 改定率は四捨五入しているため、全体と内訳の合計は一致しない場合がある。

- ・モデル給与例

職務段階	年齢	家族構成	現 行		改 定 後		年間給与の増加額
			月 額	期末手当 勤勉手当	月 額	期末手当 勤勉手当	
係 員	25歳	独 身	183,800円	4.45月	185,800円	4.5月	42,000円
	30歳	配 偶 者	249,600	4.45	250,700	4.5	31,000
係 長	40歳	配偶者、子2人	362,300	4.45	363,300	4.5	34,000
課長補佐	50歳	配偶者、子2人	432,100	4.45	433,100	4.5	38,000
課 長	55歳	配偶者、子1人	538,000	4.45	538,500	4.5	33,000
部 長	58歳	配 偶 者	660,200	4.45	660,200	4.5	34,000
行政職平均			391,353	4.45	392,003	4.5	30,000

(注) モデル給与例（行政職平均は除く。）の「月額」及び「年間給与の増加額」は、給料月額、扶養手当及び管理職手当を基礎に算出。

なお、課長については管理職手当の区分を五種(77,400円)、部長については管理職手当の区分を一種(130,300)として算定。